

平成 24 年 1 月 27 日（金）

於・特許庁 16 階特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会

第 15 回意匠制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成24年1月27日（金） 10:00～12:00
2. 場 所： 特許庁特別会議室（特許庁庁舎16F北側）
3. 出席委員： 大淵委員長、内山委員、下川委員、高部委員、茶園委員、永田委員、能川委員、橋田委員、平野委員、牧野委員、増田委員、水谷委員、柳生委員、吉井委員
4. 議 題： 開会  
特許庁長官挨拶  
デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）
  - （1）意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について
  - （2）我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について今後のスケジュールについて  
閉会

## 開 会

○大淵委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第15回意匠制度小委員会を開催いたします。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は議事次第にありますとおり、2. であります。デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）」ということで2つございまして、(1)といたしまして「意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について」、それから(2)として「我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について」ということでございます。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料につきましては、まず「座席表」がございます。それから「議事次第・配付資料一覧」、「委員名簿」、そのほかとしまして議題の内容の資料である資料1～3の御説明をいたします。資料1「意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について」、資料2「ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けた検討項目」、資料3「我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について(案)」でございます。そのほかといたしまして7種類、合計8つの参考資料がございます。参考資料1といたしまして「ヘーグ協定ジュネーブアクト及び共通規則で定められた宣言事項」、参考資料2「国際意匠出願の書式」、これは和訳付きのものでございます。参考資料3-1「国際登録公報から見る出願の仕方」、事例として時計のものでございます。参考資料3-2「日本意匠公報の例」、参考資料4「ヘーグ協定に基づく国際出願に関する各手数料」、参考資料5「日本・米国・国際意匠分類の付与の参考例」、参考資料6「国際意匠分類の同一クラスに含まれる意匠の事例」、参考資料7「ヘーグ協定ジュネーブアクト(条文、共通規則、実施細則の原文)」以上、合計11点でございます。こちらに関して不足のある方はいらっしゃいませんか。

そうしましたらもう一点お願いがございまして、御発言をなさる際にはお手元のスイッチを入れていただきまして、マイクを近づけて御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

## デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）

### （１）意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について

○大淵委員長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

本日は盛りだくさんでございますが、「デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）」のうち、「意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について」というこの点につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、御説明申し上げます。

まず議題の一つ目といたしまして御審議いただきたいことにつきまして、資料１と資料２を用いて説明させていただきたいと思っております。その上で、資料２を少しまず御覧になっていただきたいと思っております。

資料２はすべて絵になっておりますが、こちらの中段にあるⅡ「ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応」を御覧になっていただきたいと思っております。本日は少し課題が多くございますので、御説明につきましては出願に関する対応、それから登録に関する対応、国際出願の環境に関する対応という３つに分けて御説明申し上げたいと思っております。

まずはこの青色で囲われている１～５の国際出願に関する対応について御説明を申し上げます。そうしましたら、資料２を御覧いただきつつ、資料１の御説明を申し上げますので、そちらもあわせて御覧になっていただければと思っております。

まず「複数意匠一出願制度について」でございます。こちらの概要につきましては、ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際意匠出願については国際分類の一つのクラスに属しているものでしたら、一つの願書において１００の意匠までを同時に出願することができる制度でございます。この複数意匠一出願は、ヘーグ協定で定められている制度ですが、問題の所在としては、我が国は一つの願書に一つの意匠をつけて出願をする一意匠一出願制度を採っています。この対応といたしまして、我が国においては、実は国際出願で複数意匠一出願を認めないという方法もありまして、こちらについて御審議いただきたいと思っております。

問題の所在といたしましては、国際出願で我が国を指定してきた場合で、複数意匠を記

載した願書が届いた場合の話があります。我が国でこれを受け入れるかどうかという点が一つございます。もしこれを受け入れるとなった場合、二つ目として、出願人の利便性を考えて同じように国内の出願においても複数意匠一出願制度を導入するのかどうかという点がございます。

対応の方向性といったしましては、資料1の2ページ目を御覧になっていただきたいと思っております。資料1の2ページ目の対応の方向性をかいつまんで御説明いたしますが、国際出願につきましては、まず複数意匠一出願制度の適用を認める方向で検討することで良いのではないかと考えています。これは一つには、ヘーグ協定自体が出願を簡便に行えるという協定であり、複数意匠一出願についても手続簡略化の制度ですので、これを享受すべく我が国で受け付けて良いのではないかと考えてございます。あわせて国内法制面の整理とか、それから特許庁における運用面の整理、これが多数必要ではあります、国内出願につきましても複数意匠一出願制度というものが取り入れられるかどうかということの検討を進めて良いのではないかと考えてございます。

諸外国における複数意匠一出願制度の導入状況につきましては5ページ目を御覧になっていただき、各国の状況を少し御説明いたします。各国につきましては、欧州共同体（OHIM）につきましては、ヘーグ協定ジュネーブアクトと同じように複数意匠一出願制度を導入してございます。ただし、一出願に含まれる件数が国際出願より1件だけ少なくなっておりまして、電子出願の場合は99件までとなっております。アメリカにつきましては、単一の発明に基づく複数の実施態様を含める、いわゆるデザインパテントですので、実施態様を書いて良いということがございます。それから我が国で言うところの、意匠に係る物品のところでございますけれども、一つの意匠に基づいて複数の物品を記載して良い、そういう出願をして良いということになってございます。こちらにつきましては、例えば自動車のデザインがありましたら、それに対して用いる物品を複数書く、いわゆる乗用自動車、それからおもちゃというように複数記載して良いという制度でございます。韓国ですが、現在、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟するに当たり国会で審議しているところですが、現行の制度と、それからその後の制度を少し御紹介いたします。まず現行の制度ですが、実態審査を行う分野につきましては一意匠一出願制度で我が国と同じでございます。ところが、無審査の分野を持っており、こちらにつきましては一つの願書で20の意匠までを出願して良いという制度を採ってございます。現在、韓国国内で国会審議がされていると聞いておりますが、韓国ではヘーグ協定ジュネーブアクトに合わせて一つの願書で国際

意匠分類の一つのクラスに属す 100 の意匠までを一出願に含めて出願して良いというように改正すると聞いております。それから中国ですが、中国につきましては、同一製品における複数の類似意匠を 1 件の出願として提出することができます。この一つの願書の中には 10 の類似する意匠までを含めて良いという制度になってございます。

このように各国においても何らかの形で複数意匠 1 出願制度というものを認めているところ、我が国では一意匠一出願制度を採っていますので、これを国内制度との調整も併せて検討していこうというところでございます。

続きまして、次は資料 2 の「2. 公開繰延べ制度と早期審査着手（秘密の写しの受理）について」の説明に入りたいと思います。資料 1 の 6 ページを御覧になっていただきたいと思います。この 2. 「公開繰延べ制度と早期審査着手」は、早期に審査を着手することについてとお考えいただければ結構なのですが、概要としては、ヘーグ協定ジュネーブアクトにおいては公開制度を採ってございます。少し簡単に御説明しますと、国際出願に何も瑕疵がなければ国際出願日が国際登録日になります。その国際登録日から原則 6 か月後に国際公開がされます。無審査の国におきましてはおおむねどの国も公開することによって権利の効果を発生させるという国が主だと聞いておりますので、無審査国につきましては国際出願日から 6 か月たって公開されると権利の効果が発生していると考えられます。

我が国のように審査国の場合にはどうなるかといいますと、国際公開がされると各指定国には、願書に当たるような国際公開の写しが届くこととなります。その後、各指定国では審査を経て登録の可否判断をし、登録をする、それから拒絶をしていくこととなります。これにつきまして空白の期間がございます。国際公開してから指定国で登録可否判断を受けるまでの間は何ら保護がされていないというところがございます。これについて、一つ目としては、何らか補償する制度が必要ではないか、特許でいうところの補償金請求権のような補償が必要ではないかというところがございます。

それから、原則 6 か月で公開されるというふうに申し上げましたが、公開繰延べ制度につきましては意匠独特の制度ではありますが、更に公開を遅らせるということができる制度でございます。例えば、原則 6 か月のところ、これを 12 か月まで繰延べを認めることもできますし、最大 30 か月までの繰延べを認めることまで各国が宣言することをヘーグ協定ジュネーブアクトでは認めてございます。これについて、我が国におきましてはどうかというところでございます。これは公開制度を我が国は現在採ってございませんので、国際出願について、我が国を指定したものについて公開繰延べ制度を認めるか否かという

ところが問題の所在になってきます。

3つ目でございます。先ほどスケジュールをお話したとおり、国際出願をされた後、公開されるまでが6か月、その後、我が国に国際登録の写しが届き、それから約半年間、我々の審査期間が平均で大体6.5か月から7か月になっておりますので、その期間が審査に要する期間になってきます。合計1年強ぐらいは国内での審査結果に時間を要してしまうというところですので、国内出願は出願されてから6.5か月ぐらいで審査がされて登録可否判断がされますが、国際出願はその倍ぐらいかかってしまうところに問題があるのではないかと考えてございます。これを解消すべく、国際事務局に我が国が宣言をして申し入れることで、国際出願が国際登録を経た後、指定国が第三者に秘密にすることを条件として、国際出願を受け取る制度があります。こうすると、我が国が秘密の写しを受け取っておくことによって国内の出願との先後願関係を確かめることができるようになりますので、これらを取り入れた上できちんと同じように、国際出願も国内出願も余りスピードに差がなく審査ができるようにするのが得策ではないかと考えてございます。

これら問題の所在が3つございましたが、これらについてこれから詳細に法制面も含めまして検討していくこととなりますけれども、対応の方向性としては我が国を指定国とする国際出願に公開繰延べ制度を認める方向で検討することで良いのではないかというのが一つでございます。

それから、何らかの形で補償するような補償金請求権のような権利を与えることの是非について、検討していきたいと思っております。

その上で秘密の写しを受理する、いわゆる国際出願日から大体3週間後に国際登録される内容を我々は受け取って先後願関係を早期に確認しておく必要があるため、それを取り入れたらどうかということが対応の方向性でございます。この公開繰延べ制度に対しましては最長30か月が認められるところでございますので、これも我が国では30か月を認めて良いかどうかというところを検討していきたいと考えてございます。これらにつきまして検討の上、いずれにつきましても国際出願につきまして、我が国を指定している場合には公開繰延べを認めていく方向で良いか検討していきたいと考えてございます。

続きまして、資料2の3.の「国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について」の御説明を差し上げます。資料1につきましては、12ページを御覧いただきたいと思っております。

国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用についてですが、ヘーグ協定ジュネーブア

クトでは、新規性の喪失の例外に関する規定はございません。ところが、条項の中には意匠の国際登録の効果としては、各国に対して正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有するものというところがございますので、我が国におきましては意匠法第4条の中で新規性の喪失の例外の適用を認めておりますので、国際出願で我が国を指定した場合には、国際出願につきましても新規性の喪失の例外の適用を認めるべきではないかと思っております。

それにつきまして問題がございますが、幾つか御紹介いたします。まずは新規性の喪失の例外期間でございますが、我が国の場合には6か月、それで欧米では12か月になってございます。この期間の差の部分がございますが、まず我が国の場合につきましては、新規性の喪失の例外の適用を受けるためには出願から30日以内に証明書を提出していただくことになっております。欧米につきましてはこの証明書を提出する義務がないというところがございまして、国際調和を考えますと証明書を求めるのかどうかというところがございまして。

それからもう一つございまして。証明書をまず我が国で求めるとなった場合には、国内出願では様式を定め、言語は日本語で作られておりますので、これをどうするかというところの問題が一つ、それから提出期限の考え方をどうするかというものがございまして。国内出願につきましては出願日から30日以内に証明書を提出していただくのですが、国際出願の場合、原則的に考えますと公開されてから国際登録の写しが我が国に届くということになりますので、そうすると出願から原則6か月、それから我々のほうで証明書を確認して、証明書がない場合にはまた30日以内に求めることになるので出願から7か月まで提出を認めるということになりますので、これが良いのかどうかというところを考えていこうというところがございます。起算日が国際出願の場合の方が長く、国内出願の方が短いということになりますと、我が国企業にとって果たして本当に良いのだろうかというところを国内法制面も含めて検討していこうと考えてございまして。いずれにしても、国際出願に対しても新規性の喪失の例外の適用については、対応の方向性としては認め方向で検討すべきではないかという考え方で今、整理してございまして。

それから、資料2のほうで4.の話でございます。資料1につきましては14ページを御覧になっていただきたいと思っております。我が国で採用しております関連意匠制度、それから部分意匠制度の対応についてでございます。昨年、12月20日の第14回の意匠制度小委員会におきまして関連意匠制度が問題になる旨は御説明しておりましたが、こちらについて



まず皆様方に御紹介しなければいけないのですが、2011年の10月にヘーグの同盟総会において韓国が加盟をもうすでに宣言をしているところではございますが、韓国でも実は法改正において類似意匠制度から関連意匠制度に変わります。それを受けまして、同盟総会において関連意匠制度を出せるようにしていただきたいという申し出があり、これにつきまして2011年10月の同盟総会で認められてございます。そうした折、国際事務局のほうで早期に対応していただいたようで、今年の1月1日より関連意匠が出願できるような対応をとったということでございます。

こちらにつきましては、先ほど紹介した参考資料7の一番最後に実施細則の原文がありますが、セクション407がこれに当たる条文で、ここが加わったところでございます。本意匠の書き方とか指定の仕方ということが定められてございます。ただ、条文としては、詳細な細則は出来上がっているところですが、まだ願書につきましては様式が定められていないようで、検討中ということで我が国にも届いていないので、こちらにつきましては手に入れた際には皆様方にまた御紹介を差し上げたいと思います。

これを踏まえまして、資料に戻りますと14ページでございます。関連意匠制度と部分意匠制度の対応、こちらにつきまして、国際出願でもどのように対応していくのかという検討でございましたが、いずれにいたしましても関連意匠が出願できるような仕組みになってございます。それから部分意匠制度もヘーグ協定ジュネーブアクトができた際から実は出願できるような制度になっていますので、我が国の国内出願では可能になっている関連意匠制度、部分意匠制度というものが使えるということは分かってまいりました。

それに対して問題の所在の一つには、14ページの中段にございます絵を見ていただきたいと思います。絵を見ていただきますと、これまでは国内出願について、本意匠の登録公報の発行の日の前まで関連意匠を出願することができるということになってはいますが、これが幾つかの種類に分かれてまいりまして、国内出願を本意匠として国際出願を我が国で指定している場合のものを関連意匠として認めるか否か、それから国際出願としてそれを本意匠といたしまして、国内に出された出願のものを関連と認めるかどうか、それから国際出願を本意匠として、国際出願を関連意匠に認めるかどうかというところがありまして、問題の所在としては、こうした種類を認めていくかどうかというところがございます。

それからもう一つ、関連意匠には出願の可能時期についての制限がありまして、先ほど申しましたとおり、国内の出願につきましては本意匠の登録公報の発行の日の前までとなっておりますが、国際出願を基礎としている場合や、国内を本意匠としている場合のと

ここで考えますと、その関連の後出しをいつの時期までを認めるかというところが一つ問題の所在としてございます。

部分意匠制度につきましては、少し問題がございまして、我が国の出願におきましては願書面の中に部分意匠として宣言していただく項目がございまして、それに対して国際出願につきましては「部分意匠」というふうに記載する項目はございません。部分意匠としてどういうふうに判断するかといいますと、実は図面のほうから判断するというような仕組みになっておりまして、例えば、ハンカチをイメージしていただきたいのですが、出願をした際に実線でハンカチのように枠囲いをして、模様のように中央に鎖線、それから破線で模様を描いたように見えますと、我が国の審査官は受け取った場合に、それが部分意匠で真ん中がグリッドみたいなものになっているのか、はたまたそれがスケッチのような模様であるのかが図面からはなかなか判断がつかないものがございます。こうしますと意匠が特定できないということになりますので、我が国としては部分意匠制度で宣言をしている項目で、我々審査官も、それから権利化後、第三者の方々が御覧になったときにも部分意匠であるということが判断できるのですが、単純に国際出願で書く項目がありませんので、そのまま我が国を指定した場合に部分意匠の出願か否か分からなくなってしまうという不都合がございまして、これらについてどのように対応するのが問題の所在でございまして。

こちらにつきましては、部分意匠の記載項目について、国際出願の願書面に書いて良い項目がありそうですので事務局に確かめつつ考えていくのですが、いずれにしても対応の方向性としては、まず関連意匠については先ほど御覧になっていただいた14ページの絵のいずれの種類についても関連意匠を認めて良いのではないかという方向性で検討すべきかと考えてございます。それから、部分意匠制度につきましても、何らか国際出願の願書面に部分意匠である旨を記載できるよう考えておりまして、それを条件に部分意匠制度を国際出願でも認める方向で検討することで良いのではないかというところが対応の方向性でございまして。

出願の項目の最後になりますが、5.の「図面等の提出要件の緩和について」でございまして、資料1の17ページを御覧になっていただきたいと思っております。資料1の17ページについて少し簡単に御説明いたしますと、ヘーグ協定ジュネーブアクトにおいては、当然意匠の保護制度ですので図面を提出する要件がありますが、我が国よりも非常に緩くなっておりまして、我が国においてはその図面のあらわし方が定められております。これは平成

10年の改正法で少し変わっておりますが、一つには我が国につきましては、正投影図法による6面図を基本といたしまして、そのほか斜投影図法、等角投影図法で形が分かるような状態でご覧いただいております。各国から見ると非常に厳しいのではないかとこの考え方もありますが、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した際には各国の図面で様々な図法がとられているものがございます。これを、我が国を指定してきた場合にこの図の方式でないと駄目です、ということになると不都合が様々生じますし、また我が国の図法を他国で認めていない場合、図面作成代にまた皆様方、それからユーザーの皆様方にコストが掛かってしまいます。我が国としては、正投影図法による6面図を基本としているところですが、多種多様な図面、意匠が特定できるものでありましたら認めて良いのだろうかというところが検討の課題でございます。

そのほか、少しテクニカルな話ではありますが、意匠の一つ一つの図面の大きさが異なっております。ヘーグ協定ジュネーブアクトにつきましては、16 cm×16 cmを超過してはならないというような実施細則項目がございます。一方我が国につきましては、2000年から意匠も電子出願を開始したところですが、この際に図面の規定を決めております。A4のサイズに2図が入るように、それから余白部分を作った関係上、113 mm×150 mmという制限を設けております。御紹介しますが、OHIMにつきましては8 cm×16 cmという枠の中、これも我が国と同じようにA4の中に2枚の図面が入るようなどころで設計されているようでございます。ここにつきましてはヘーグ協定ジュネーブアクトの方がやや大きいというところがございますので、図の大きさについてはテクニカルにはどのようにするのかということの検討が必要だと考えてございます。

いずれにいたしましても、対応の方向性としては、まずは国際出願で多種多様な図面のうち意匠が特定できるものでありましたら我が国で受け付けられるようにしていくべきではないかとこのところが検討の方向性として考えているところでございます。あわせて国内の出願についても同じように意匠が特定できる図を正投影図法に限らず多種多様なものを認めていく方向で良いのか検討する必要があると考えているところでございます。

ここまでのところが資料2の1.～5.の「国際出願に関する対応」の御説明でございます。

以上です。

○大淵委員長 非常に複雑な内容について、手際の良い御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして議論に移りたいと思いますが、ただいま御

説明いただいた部分というのは、要するにこの資料2のⅡの「ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応」、これは項目が多いので3つほどのブロックに分けて御説明と御議論いただくこととなりますが、ただいま御説明いただいたのがこの資料で言いますと左半分の1.～5.のところでございますが、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○能川委員 自動車工業会の能川です。

まずヘーグ協定ジュネーブアクトに関して非常に複雑な内容を簡潔にまとめていただいて、ありがとうございます。工業会としても非常に参考になるという意見がありました。

まず是非に関しましては、我々14社はグローバルに事業を展開しておりますので、加盟の方向に賛成しております。今、御紹介いただいた5つに関して3つほど御意見をさせていただきます。

まず公開繰延べ制度につきましては、是非進めていただきたい。一点だけ、権利化の期間が少し短くなってしまわないかという懸念がございます。繰延べ中に何らかの形で審査を進めていただくような形がとれないかという意見がございました。

関連意匠制度につきましては30ヵ月は、業界としては非常に有り難いと考えております。車のモデル期間は、車を出してからマイナーチェンジという形もございますので、延ばしていただくということは非常に有り難いという意見がありました。

新規性喪失の例外については、各国でいろいろまちまちなのですけれども、ユーザーとしましては使いやすい制度、一般論ではありますが、国際的に同じ手続で済むような形になるように是非特許庁さんに進めていただければというのが意見です。

○大淵委員長 どうぞ、内山委員。

○内山委員 JEITA から参加しております内山でございます。現在、6社でタスクフォースのほうで協議しておりますが、基本的に加盟については反対の意見はございません。

ただ今説明していただいた5点でございますが、基本的に議論すべき点というところでは同意させていただいておりますが、1つ1つの課題が非常に難しい内容ですので、深く議論し、考えていかなければならないと思います。

一つ、新規性喪失の例外規定について、救済期間を延長するという点については特に異論はございませんでしたが、証明書を提出するという点については、これを続けるのか、それともやめてしまうのかということについて意見が割れております。企業によって

は証明書を出したいという要望も出ておりました、出せるような環境、要するに一切受け付けないということではなくて、受け付けられるという選択肢も是非持っていただきたいという意見が出ております。

以上です。

○大淵委員長 では、増田委員、どうぞお願いします。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。項目2の公開繰延べ制度と5番目の図面の提出要件について述べさせていただきます。

公開繰延べ制度ですが、これについては公開時期を調整できるこの「繰延べ制度」と審査を早期に進められることになる「秘密の写しの受理制度」はあったほうが良いと思います。その際の希望ですが、これは難しいことかもしれませんが、JPO様から各国に働きかけて、すべての加盟国が公開繰延べ制度を導入して、またその期間が30ヵ月で統一していただけるのが一番助かるなと思います。といいますのは、資料1の10ページを見ますと、最大で30ヵ月とは書かれていますが、国によって0ヵ月であったり、6ヵ月、12ヵ月とまちまちになっていますので、実際、指定した国によっては意匠の秘密が、タイミングが合わずに公開されてしまうというようなことも懸念されるからです。実際にそれ(30ヵ月での統一)は難しいことだとは思いますが、それが無理な場合、そういう指定国でリスクがあったら自分たちとしてはその国に対してはヘグ協定のルートを使わないで従来どおりの各国の直接出願ルートというのを、タイミングを見ながら活用していくのかなという気がします。

もう一つが図面の提出要件です。これは資料1の18ページの上にかかれていたように、ヘグ協定の図面要件というのは日本に比べてラフなものになっております。これはもともと欧州の意匠制度の考え方というものが日本やアメリカみたいなパテントアプローチではなくて著作権アプローチというような思想的な違いから来たのかなという気がします。そういう根本的な思想の違いがあるので、図面提出要件については日本の意匠法をヘグ協定に合わせるということではなくて、国際出願用の新しい意匠法といいますか、そういうものと従来の意匠法と二本立てにしてしまうという考え方もあるのかなという気がします。具体的には、この図面要件に関するルールとして、今の意匠法の図面要件というのはそのまま生かしておいて、国内の意匠出願の際には従来どおりとして、国際出願用の場合にはヘグ協定の図面要件と同等レベルの新しいルールの図面要件をつくるという考え方です。運用としては、日本の出願人がヘグ協定ルートで国際出願を行って自己指

定で日本を指定した場合には、その新しい国際出願用の図面要件ルールに従って、もちろん海外の出願人が日本を指定国にした場合もその新ルールを使うというようなやり方も一つかなと思いました。

以上でございます。

○大淵委員長 どうぞ、橋田委員。

○橋田委員 芝浦工業大学の橋田です。

加盟についていろいろ問題点がある中で、日本側が特許庁の皆様、歩み寄りですね、という方策でやっていただいていることは大変良いのではないかと思います。今の5点につきましては、おおむね賛同いたします。

1点、特にお願いしたいのは部分意匠についてなのですが、大変良い制度で私も企業時代に大変活用させていただいていました。この部分意匠の図面というのが特殊ですね。守りたいところは実線でほかが破線という書き方、これをヘーグのほうに、願書のほうにわかるように書くということの方策をしていくということなのですが、先ほど図面のほうで多種多様な図面を受け入れるという話と、その部分がどういうふうにかみ合っていくのかなというところをちょっとうまくやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

○大淵委員長 どうぞ。

○吉井委員 弁理士会です。

今の5点について、ちょっと弁理士会のほうの見解を述べさせていただきたいと思います。書面のほうで後ほどまとめて出させていただきますけれども、まず基本的にヘーグの加盟については特段、今のところ反対ということはございません。

それでこの1番から5番についてですが、まずこの複数意匠についても基本的には当会としては賛成でございます。ただ、コストメリットがある料金体系をお願いしますということだけ付け加えさせていただきます。

それから、公開繰延べと早期審査の着手という点なのですが、もちろん公開繰延べは賛成ですし、この秘密の写しを早めに頂くということももちろん賛成でございます。問題は、公開されて審査の結果、登録になるまでの先ほどの御説明であった空白期間が生じない補償があれば問題ないのですけれども、仮に空白期間が例えば起こり得るということであれば、先ほどの御説明の中で補償金請求権とか金銭的請求権のような手当をされるようなニュアンスでお話をお聞きしたのですが、意匠は公開されたら即座に価値がなくなるということで、できればもう少し強い保護を何とか与えるようなことを考えていただくことはで

きないのかということが当会の意見です。

それから新規性喪失の例外についての3番目の項目ですが、この3番目の項目については当会としては基本的には、手続的な証明書の要件、主張の要件等はできればユーザーフレンドリーの観点からは撤廃していただければ実は有り難いと。直接、このヘーグの加入ということと関係しないと言えば関係しないのですけれども、実は関係すると言えば関係するのですが、ヘーグの出願で国際公開されて、その出願を基礎に優先権主張で例えば日本出願をしたような場面を考えたときに、現時点では国際公開されたその公開公報は当然4条の適用から、特許との右倣えで行くと除かれる形になると思うのですが、これを何とか国際公開されたものも4条の公知意匠に含めていただけないものか、ということが当会の、これは結構強い希望です。

あと4番目の関連意匠、部分意匠というのは、これは基本的に賛成です。

それから5番目の図面要件の緩和についても基本的には賛成です。

以上です。

○大淵委員長 柳生委員どうぞ。

○柳生委員 知財協の柳生です。

御説明いただきました5点、知財協といたしましては、いずれの対応も賛成でございます。幾つかコメントさせていただきます。

まず1点目の複数意匠出願でございますけれども、今後の制度設計のところでも若干御説明がございましたけれども、拒絶を打つときは一意匠単位ですとか、あるいは補正等を一意匠単位で可能にするというようなことを御検討いただきたいと思っております。あと2点目、増田委員からも御意見がございました。私どもも賛成でございます、できれば日本特許庁からもこういった制度を適用していない国等に対する働きかけをいただければ大変有り難いと思っております。最後、5点目でございますが、やはり意匠の特定ということを考えますと、例えば最低でも6図面ぐらいは必要なのではないかとということを我々は考えております。この辺りも御考慮いただければ大変有り難いと思っております。

以上です。

○大淵委員長 永田委員、どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会、永田です。

公開繰延べの関係で、繰延べの宣言をして30ヵ月にしてほしいという話が出ている点について、デザインをある程度秘匿したいという希望からすると長いほうが良いというニー

ズは理解しています。その一方で、審査が早く終わって国内登録になったものについては恐らく国内の登録公報が速やかに発行されるであろうと想像されます。審査に時間がかかったものについてはギリギリまで引っ張って公開まで30ヵ月かかるとなると、審査期間の長短で公開の時期に随分ばらつきが生じるだろうと思われまます。そういう状況で、ウォッチングする側としては30ヵ月待たねばならない、潜在的にそういう意匠が未公開で存在しているという状況が監視負担の上で影響がありそうと考えます。権利を保有する側のニーズとしては長い方がよいけれども、権利をウォッチする側としてはもう少し短めの期間で収めてほしいという考え方もある、というところは御検討いただければと思いました。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○高部委員 株式会社レーベン販売の高部といいます。

基本的に5項目とも賛成でございます。先ほどお話がありましたように、公開繰延べ制度に関しましては、国内での秘密意匠とあわせて30ヵ月規定できるようになれば良いとは思いますが、やはり各国ともそういう規定ができないと足並みがそろわないのではないかと思いますので、各国の働きかけを私もお願いしたいと思います。それと、公開繰延べと早期審査に関しましては、裏腹な関係にあると思うのですね。それで、水面下で審査が進んでいても、それが正式な審査とならない場合に、何といたしますか、同じ物品で後に続いて後発で出された場合に審査が滞るようなことになるのではないかと懸念があります。

次に新規性の喪失の例外の適用なのですが、本資料には「意匠は販売、展示、見本の頒布等により売行を見通してから」とありますけれども、それ以外に私どもが新規性の喪失の例外を必要とするというケースとしては、製品を開発して、その製品をある程度販売した段階で、これはもしかしたら新規性高く意匠を出す必要があったのではないかと、関連意匠やバリエーションにその段階で後から気づくというケースが多いのかなと思います。また、その気づくタイミングというのが意匠の判定が下りる半年ぐらいのところのケースが多いものですから、この期間をもう少し長く9ヵ月ぐらいに延ばしていただければと思います。

それと、例外規定の中に実用新案の公開もできれば入れていただければうれしいなと思います。意匠出願とともに実用新案も出すケースが多いのですが、その実用新案の中にバリエーションを示した図面も記載されているケースが多く、実用新案は、約3ヵ月で公開されてしまいますので、ちょっと今回の例外規定の範囲ではないのかもしれないのですが、



実用新案で新規性を喪失するというケースが結構あるのではないかと考えておりますし、また、実際にそういうケースがありました。

次に関連意匠なのですが、先ほどの国際登録と国内登録、その本意匠と関連意匠の関係をとっていただけるというような方向であると非常に公平さを増して良いのではないかと考えるのですが、その中で、例えば製品の完成品と部品の図、ある意味では全体図と部分意匠が複数、一出願の中に混在するケースが出てくるのではないかと考えるのですが、そうした場合に本意匠がどれで関連意匠がどれでというところが非常に分かりにくくなっていくのではないかと考えています。さらに現在、日本の JPO では全体の意匠に対して部分意匠が関連意匠になりませんよね。ですから、それももしかして全体意匠の中の部分、部分が関連意匠として出てきても良いのではないかと思います。その辺の垣根がだんだんなくなってくるのではないかと感じておるのですが、そこも類似であれば認めるようにお願いできればと考えております。

以上です。

○大淵委員長 下川委員、どうぞ。

○下川委員 日経デザインの下川です。

ヘーグ協定に加盟すること、そして1～5まで書かれていることについて特段異論や反対意見というものはございません。個々についてはいろいろな専門の方から指摘があると思います。全体で言うとこの加盟によって利用者に新たなリスクが生じないようなチェックであるとか、あるいは皆さん、全員が国際出願をするわけではないと思いますので、例えば国内出願との手間であるとか様々な面での極端な不公平感というのですか、そういったものが生じないような手当というものが必要なのではないかと、そういったことがあると恐らくまた新たな議論になってくる可能性があるかもしれないなということをちょっと感じております。

以上です。

○大淵委員長 平野委員。

○平野委員 大変うまくまとめていただいたというのが私の感想でございますが、1～5の話の細部のことに関して早く対応できたほうが良いだろうという気がしています。それはもちろん韓国の動きもそうですし、ほかの国の動きもそうですが、なるべく今の段階で、少ない数の国が加盟しているときに日本が入って、この中でもありましたけれども、日本の制度と国際制度が統一できるようなキャスティングボードにちゃんと乗れるという

ことが一番重要なような気がしていますので、こうやって取りまとめていくこと、そしてそれに対して、ヘーグに対して早く加盟するということが重要だというふうに思っております。

○大淵委員長　　れでは、またありましたら後にお出しいただくことにいたしまして、本日はテーマが盛りだくさんなものですから、とりあえず次のブロックに移らせていただきます。

まず事務局から御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長　　それでは、御説明差し上げます。

資料1と資料2をまた使って説明させていただきますが、資料2のところで言いますと、今度は中段の右側に移りまして「国際登録に関する対応」というところで、橙色の6番、7番のテーマでございます。

資料1に戻りますと、資料1のほうは20ページを御覧いただきたいと思います。まず概要といたしまして御説明いたしますが、まず6.の「国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について」でございます。こちらにつきましては、先ほど来少し申し上げております国際出願をいたしますと、原則6ヵ月たつと公開がされます。そうしますと、我が国では国際登録の写しを受け取って、それから審査していくことになるのですが、問題の所在といたしましては幾つかありまして、我が国においては、審査を経て登録になったものみの公報を今発行しているところですが、国際出願においても登録公報を発行するか否かでございます。ヘーグ協定ジュネーブアクトの条文の中にはそうしたところが特に書かれているわけではございませんので、登録公報の発行の義務は特にございません。ですが、我が国におきましては、ニーズとしては非常に、ユーザーの声から聞いておりますところで、国際公開されたものは我が国では登録になる前、要するに出願した状態のもので公開されますので、そのうち幾つかは拒絶になっていくことが考えられます。我が国では登録になったものを、クリアランス調査ではユーザーの皆様方がチェックしておりますので、それに対して我が国は登録公報を出していくのではないかとというところが一つ問題の所在でございます。

その公報の発行の仕方ですが、今後議論していただくことにはなりますが、言語問題がございまして、我が国は英語を選択していこうかというふうには考えておりますが、英語を選択した場合を仮定して考えていただきたいのですが、国際公開は英語で出されます。そうしたものが原本になりますので、我が国で発行する際にも言語としては英語で発

行するということになります。

ここに一つ問題の所在がございまして、特許電子図書館等をお使いいただいている場合には意匠に係る物品で検索する際、日本語が使えない、ないしは日本語を使った場合にはそうした英語で書かれている公報が検索できないという御懸念を頂いております。公報をどうしていくのか、それから日本語で対応できるような何らかの形があつて良いのではないかとこのところが問題の所在になります。

国際登録簿につきまして少しまた解説しますと、国際登録簿と我が国の登録簿には管理項目が若干ずれてございます。むしろ我が国のほうがしっかりしたというか、管理項目が多い状態になっておりまして、例えば質権が設定などがございます。原簿として我々はその管理項目が違う点をどうするのが一つ課題になってございます。いずれにしても利便性向上のために何らか手当をするための検討が必要ではないかというのが我々の考え方でございます。

それから、今度は7番の国際出願手数料のお話をさせていただきます。資料1の23ページを御覧になっていただきたいのですが、ヘーグ協定ジュネーブアクトにおきましては料金の支払い方法としましては、基本的に基本手数料、公開手数料、それから各国が指定する手数料を最初にお支払い頂くことになっております。その後、権利期間につきましては更新制を採っています。5年おきの更新制というところがございます。これについてどのように考えていくのかというのが問題の所在でございます。一つには、我が国におきまして登録されますと、料金としましては単年でお支払い頂くこととなります。複数年一括も認めております。この点が一つ相違している点でございますので、これをどのように対処していくのかというのが問題の所在でございます。

それから問題の所在といたしまして、我々のほうで少し古い資料ですが、調べてみますと、だんだん権利の維持期間のが平均期間としても短くなっているところもありまして、非常にライフサイクルの早い、デザインのライフサイクルの非常に短いと言ったほうがいいのですか、そうした意匠につきましては5年間の維持だと少し長い、むしろ5年間徴収されてしまうと少し多く払ってしまうのではないかとこのところユーザーからも声をいただいているところがございます。ですので、この単年制というものを国際出願にも認めてほしいという声もございます。いずれにいたしましても、対応方針といたしましては、国際手数料の徴収の仕方を検討しつつ、国際事務局にまずは加盟した折には単年制というところができるのかできないのかということを確認しつつ、働きかけをしていくほうがい

いのではないか。それが認められない間においては、国際出願については更新制で行こうではないかというのが一つでございます。それから今は単年でお支払いいただいています国内につきましては、そのままの維持が良いのではないかとこのところを検討する必要があるというのが対応の方針の一つでございます。

それからもう一つ問題の所在がございまして、最初にお支払いいただくお金でございますけれども、登録される、されないにかかわらずすべて徴収するということが可能になっています。先ほど申しましたとおり5年分の登録料とそれから基本手数料、公開手数料、全部を最初にお支払い頂いた場合、今の仕組みですと拒絶になったとしても登録料をお返しできない仕組みでWIPOの国際事務局が運営しております。ですので、これを回避すべく手数料を2段階でいただくような手当てでもできるようになっておりまして、出願時と登録時に分けてお支払い頂くのが良いのではないかと考えております。これも我々のほうで国際事務局に宣言していけば可能になりますので、出願時の料金、それから登録時の料金というふうに分けていいのではないかとこのところを検討する必要があるというのが我々の対処方針になってございます。

6番、7番についての御説明は以上になります。

○大淵委員長 ただいまの御説明もありがとうございます。ただいまの御説明に基づきまして、どなたからでも御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

柳生委員、どうぞ。

○柳生委員 知財協、柳生です。

6番、7番、知財協は対応の方針に賛成でございます。コメントですが、まず6番のほうは、やはり公報の日本語訳、これは機械翻訳でも良いと思いますので、発行することを御検討いただけると大変有り難いという意見がございまして。あと7番につきましては、やはり先ほど御説明がありましたようにビジネスサイクルの短いものがございまして、単年納付、これはできるようにしていただきたいということがございまして。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ、能川委員。

○能川委員 自工会の能川です。

6番、7番、ともに賛成です。7番の出願手数料については、業界としましては安い形でできるのがベストだというのが14社統一の意見ですけれども、5年間についてはお金の面と社内的な確認のための工数、その2つのファクターがございまして。初めの期間は5年

というのは、その後、5年間は何も確認行為が要らない。それ以降になりますと、全体意匠、あるいは部品意匠を出しておりますので、それぞれで期間が異なるという事情がありますので、例えば初めは5年、その後は選択ができて1年ずつみたいな形が非常に利便性が良いのではないかと、そういう意見がありました。

最後に御質問ですけれども、6番については、新聞情報ですので確かかどうかはわかりませんが、システム関係の動きについて次期システム、出願管理システムが今回のヘグ協定の加盟に何か影響するのかどうか、もし差し支えなければ状況を教えていただければと思います。

○大淵委員長 どなたか事務局のほうで。

○中尾総務課長 よろしいですか。

○大淵委員長 どうぞ。

○中尾総務課長 総務課長の中尾でございます。お答え申し上げます。

新聞で報道されておりますとおり、24日に枝野大臣より、現在特許庁で進めておりますシステム開発の取り組みを一時中断するという御発表をさせていただきました。その中断という判断をするところの重要な要素が、今回御審議いただいておりますヘグ協定への加入、あるいは意匠法の改正といった緊急の案件に対処をするために、そのシステムの大きな完成を待っていると、まさに今回御審議いただいているような内容の対応が後れてしまうかもしれないという一つの懸念があったということでもございまして、むしろまさに本日、御審議いただいているような中身を大至急システムに移し込んでいくということのためにも、全体の大きな計画はちょっと中断して見直した上で、しかし優先度の高い本件のような事業についてはシステムの開発を機動的にやっていくというのが現在の特許庁の考え方でございます。

○能川委員 非常によくわかりました。ありがとうございました。

○大淵委員長 吉井委員、どうぞ。

○吉井委員 弁理士会の吉井です。

今ほどの6番と7番について、当会の見解を述べさせていただきます。まず日本独自の公報を発行するかという点ですけれども、これはやはり日本での独占権を行使できる内容がわかるものを日本語で発行していただきたいというのが当会の希望です。それから、日本の独自の原簿をつくるという点についてももちろん賛成でして、日本で国際登録簿とは別個に、日本独自の原簿を作成していただきたい。その中で一つだけ、日本の法制上認め

られていない例えば関連の分離移転とか、そういう問題が例えば国際登録簿上は可能なわけですけども、あくまで日本ではそれはできませんので、例えば国際登録簿で権利者が関連関係を分離したような場合、日本では元のとおりですよ、みたいな、日本では駄目なことが何らかの形で反映ができることを望みます、ということがこの6番目についての当会の見解になります。

それから手数料のことですが、基本的にはこの2段階納付というものを当会では一応賛成です。1段階目が出願料、2段階目が登録料という形なのですが、この1段階目のお金を納めるときに、実は登録料の初年度分だけを含めた形の出願費用プラス初年度のお金という形で、権利の発生だけは自動的に行われるという2段階納付のちょっと変形と申しますか、そういうものを当会は希望します。登録料の納付忘れということで権利が失効するという事はやはり防いでおきたい。あとはこの5年ごとというのはやはり長いという見解がありまして、例えば関連的なものであれば出願をして登録になってしまえばもうそれで権利の維持は要らないという場面もございますので、1年とは申し上げませんが、5年は少し長いので、もう少し短い形でお願いできればというのが当会の意見です。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田意匠制度企画室長 済みません、今の吉井委員の御発言のところで、少し私の発言で漏らした項目がございますので御紹介いたします。

関連の分離移転についてですが、国際事務局で関連意匠制度を導入するということにおいて願書面を整えた際に、この分離移転ができないような仕組みというか、そういう手続ができないようにはなっておりますので、おっしゃられるところ、御不安につきまして対応できる実施細則が盛り込んでありますので、後ほどまた詳しくは御紹介を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉井委員 はい、わかりました。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか、茶園委員、どうぞ。

○茶園委員 私はきちんと分かっていないのかもしれないですけども、公報の日本語訳に関しまして、もしこれを行うといたしますと、この日本語訳はだれが作成するということになるのでしょうか。

○山田意匠制度企画室長 よろしいですか。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田意匠制度企画室長 こちらについて少し、先ほどの私の説明が足りなかったかと思いますが、基本的に茶園先生の仰るとおりでございまして、言語としては英語で出されたものを、問題点としては日本語にするというところは我々も非常に危険だと思っております。例えば意匠に係る物品を和訳したときに、物品の類似の範囲といいますか、物品の範囲というのを変える恐れがあるのではないかと、狭める可能性があるのではないかと、それから大きくしてしまう可能性もあるのではないかとこのところがありますので、我々は、公報を日本語で出すというところでは日本国特許庁が責任を負うというところは少し問題があるのではないかとこのふうには思っております。その点の問題点をもう少し議論し、その上で、とは言いつつも、特許電子図書館等で日本語で検索ができるということも重要視しております。これへの利便性向上を何らかの図るべきではないかとこのふうにご考えておりますので、これから議論で日本語の公報、我々が責任を持って公報を出せるかどうかということも含めて検討していくというところで御理解いただければと思っております。

○大淵委員長 どうぞ、茶園委員、お願いいたします。

○茶園委員 まずは日本語訳があったほうが、それはユーザーにとって大変望ましいだろうと思います。ただ、出願人にとっては日本語訳が自分の思っているものとは違うというような場合には困るということもあるでしょうし、日本語訳の作成において出願人を関与させるということはできないでしょうか。また、日本語訳を出すとして、日本の権利はといえば英語版で判断するのか、あるいは日本語版で判断するかを考えると、恐らく英語版で判断するのだらうと思うのですが、それでは解釈上の問題がありますので、何とか日本語版に基づいて判断するというような方法を探れないでしょうか。日本語版を出すのであればそれができる限り意味があるようなものにできないかということをご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田意匠制度企画室長 ありがとうございます。御意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

済みません、ちょっと訂正させていただきたい項目がございまして、先ほど実施細則、関連意匠の分離移転というところがあったのですが、改めさせていただきまして、規則の第21規則の2にできておりますので、これは共通規則だというふうに御理解ください。申し訳ありません。

○大淵委員長 今、茶園委員が言われた点に関連してちょっと御説明をお願いいたします。今後の課題かと思うのですけれども、要するに、原文が英語で日本語訳がついている場合に、正文と申しますか、どちらがベースかというのも含めて御検討ということでしょうか。先ほど言われたようにあくまで英語がベースなのだけれども、参考的に日本語がついているのか、もう訳してしまったら正文というか、ベースは日本語のほうになるのかでまた随分話が違って来るかと思いますので、恐らくその点も含めていろいろ御意見をお伺いした上で検討ということなのでしょうか。

どうぞ。

○小林知的財産研究官 法制的な面にわたりますので、知的財産研究官の小林のほうから若干補足をさせていただきたいと思えます。

まず公報でございますけれども、こちらの21ページの対応の方向性のほうにやや詳しく書いてございますけれども、まず基本的な考え方としまして、そのページの上の方を見ていただくと、国際公報については、もちろん海外で発行されるということもありますが、非常にばらけた形で出ているということもありまして、まず出願人の利便性の向上のために実際に我が国で英文の公報を出す必要があるだろう、最低限、それは間違いないのではないかと思います。

ただ、日本が出す公報が法制的な見地から、必ず出さなければいけないものなのか、あるいは今申し上げた出願人の利便性向上のためのサービスとして提供するものであるのかということについては、法律上も国内制度とのバランスを考えてきちんと整理をする必要があると考えております。更に加えて、今議論になりましたような日本語訳をつけるのか、あるいはその代替の手段として日本語による検索を可能にするシステムを整備するのかという点につきましても、もちろんニーズを踏まえて検討をいたしますけれども、いずれにしても恐らくは原文は英文ということの基本スタンスとして、国内法制上、これらをどう位置づけていくのかということは今後議論していくことになると思っております。

○大淵委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、先ほど御議論いただきました1番から5番と、ただいま御議論いただきました6番と7番につきまして、各委員から大変貴重な御意見を多数いただきましたので、その御意見も踏まえて、次回以降の検討資料に反映していきたいと思っております。

それでは、また何かありましたら適宜お戻りいただくことにいたしまして、その次に8番から11番というのが第3番目のブロックになっておりますが、こちらについての議論に



移っていきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、御説明差し上げます。資料2につきましては「国際出願の環境に関する対応」ということで、灰色の枠囲いの8番から11番のところでございます。資料1につきましては、26ページを御覧になっていただきたいと思っております。

まず8番目、「国際出願において自己指定の容認をすることについて」というところがございます。概要といたしましては、ヘーグ協定ジュネーブアクトにつきましては、国際出願をした際に自分の国を指定することもできるようにはなっておりますが、これを禁止する、要するに自分の国につきましては自国に直接出願してくださいということを我が国として国際事務局に宣言することができます。

こうした問題点がございますが、ヘーグ協定ジュネーブアクトを設ける際に自国を指定しても効果を持たせない旨の議論し、条項としては設けていただいたものではありますけれども、我が国といたしましては我が国出願人が国際出願で日本を指定することを容認する方向で検討することで良いかどうか、この自己指定を禁止する宣言はしないというところで良いかどうか、これを検討する必要があるというのが問題の所在と方向性でございます。

それから次に28ページに移らせていただきまして、今度は9番目、「日本国特許庁が仲介官庁になることについて」でございます。この「仲介官庁」という聞き慣れない言葉でありますので少し解説させていただきますと、ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願は国際事務局が受け取って、それから方式的なチェックを行って国際登録の公開公報を出していく、登録してから国際公開をしていくという制度でございます。それに当たりまして、ユーザーの利便性を考えて各国の官庁が国際出願を受け付けることができるようになってございます。この国際出願を受け付けるというところが少し特許とか商標の条約とは違っているところがありまして、あくまで方式的なチェックにつきましてはすべて国際事務局がすることになります。ですので、日本国特許庁では受け取ったものを国際事務局に届けるいわゆる郵便屋さんのような役割というところがこの「仲介官庁」の役割でございます。

ただ、こちらについて問題の所在といたしましては、ユーザーとしてはやはり不慣れた方々からすれば日本語でやりとりをしてみたい、要するに願書は英語で書くことになってますが、国際事務局に直接出願しますと、何らかの瑕疵がありますとやはり英語で対応する、

電話がかかってきたり、英語での FAX のやりとりとか、それからメールのやりとりということにもなりますので、非常に不慣れな方からすると、それから制度の理解がまだまだ進んでいない方々からしますと苦勞が多いのではないかと。そうしますと、日本語で JPO に質問ができたり、直す項目を教えてもらえるところがやはりユーザーとしては非常に望まれているところがございます。こうした問題の折、我々といましては、まずは仲介官庁、間接的に我々が受けて国際事務局に届けるという役割をするべきというのが対応の方向性でございます。それからもう一つは、その上でサービスというものをどのように考えていくのかということを少しコストも含めて詳細な検討をし、我々のほうで整理していきたいというのが対応の方向性でございます。

それから、今度は資料 1 の 31 ページに移っていただきたいと思います。資料 1 の 31 ページでございますが、ロカルノ協定というものがございます。こちら聞き慣れない協定かと思しますので少し解説いたしますと、ロカルノ協定とは、意匠の国際分類を制定している協定のところがございます。我が国では、この国際意匠分類は採用はしてございません。ただし、意匠公報に参考としては掲載しているものでございます。1996 年から我々は途上国等でも利用してもらうために、公報を見てももらえるようにするために掲載しているものでございます。

少し概要を言いますと、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類につきましては非常に粗い分類になっておりまして、32 のクラスと、それからサブクラスとしては 219 のサブクラスになっております。日本意匠分類はグループが 13 ありまして、その下に 77 の大分類がございます。詳細分類まで行きますとおおよそ 3000 ぐらいの分類肢に分けてございます。非常に精度が違う、ないしは分類肢の大きさが違うというところは確かにありますが、これにつきまして、問題の所在といましては我が国ではこちらについて特に加盟してはいないのですけれども、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際にはあわせて加盟してはどうかというところがございます。これは我が国や、例えばアメリカや韓国というのは審査をしている国でありまして、自国できちんと分類を管理、維持を持ってございます。ただし、いずれの国につきましても先ほど申しましたとおり参考として国際意匠分類を公報には掲載してございます。そのほか 52 の国がロカルノ協定に加盟して国際意匠分類を使っております。そのほかロカルノ協定に加盟はしていないものの国際意匠分類を利用しているという国が多数ございまして、多くの国がこの国際意匠分類を公報に掲載してございます。

こちらにつきましては、我が国といたしましては、加盟していくことによって我々もきちんと国際意匠分類をつけて、公報でも発信していくことが重要ではないかと考えておりますので、ロカルノ協定にも加盟を検討してはどうかというところが方向と考えており、対応の方向性とさせていただきます。

最後になりますが、資料1の32ページを御覧いただきたいと思っております。「ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国への働きかけについて」というところでございます。これは前回の第14回の意匠制度小委員会を12月20日に開催したときには大きな資料で世界地図が載っていたものを少し小さくしたもので皆様方からすると見づらいかも知れませんが、ヘーグ協定ジュネーブアクトにつきましては、今は42の国と地域が加盟しておりますが、これから徐々に増えていくであろうところでありまして、毎年、毎年、大体3～5か国ぐらいは加盟してございます。このようにどんどんジュネーブアクトへの加盟が増えている中、我が国としては加盟した際には日本の企業の皆様方が出願している国、地域にも入っていただいて、国際出願ができるようになると良いのではないかと考えておりますので、こうした国々に我々がこれまで皆様方と一緒に議論してきている内容、こうしたものを御提供差し上げつつ、加盟を促すことを我々としてはやっていく必要があると考えておりますので、そうした努力していくということを対応の方向性とさせていただきます。

国際出願の環境に関する対応の御説明は以上となります。

○大淵委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして議論に移りたいと思っておりますが、どなたからでも御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

内山委員、どうぞ。

○内山委員 JEITA を代表して参加しております内山でございます。

この4つの点につきまして、タスクフォースで6社で議論しておりますけれども、基本的に議論するポイントについては賛成しております。

2つほどコメントさせていただきたいところがあります。まず一つは、国際出願についての自己指定の容認でございます。自己指定は基本的にはするかしないかということを出願人が選択できるようにしていただきたい。PCT のときにみなし全指定ということが問題になったということがありまして、日本の出願をベースにこのPCT 出願をしたときに原則全指定されてしまって、出願人が意図せずに国内のほうでダブルパテントになってしまったというような事例があったと聞いておりますので、選択的にユーザーのほうで自己指定

するかしないかを選べるようにしていただきたいというのが一つ要望として出ております。

それからロカルノ協定の加盟ですが、ロカルノ分類がございますが、御存じのようにロカルノ分類で許されているものが日本では許されていないというようなものもございます。御存じのようにほかで議論されております画面デザイン、グラフィックユーザーインターフェースです。こちらの分類はロカルノのほうでは GUI そのものに分類されることができます。日本のほうでは現在物品の一つというにはなかなかすぐわない考え方だということになっておりますので、GUI の出願が日本を指定して出願されてきた場合に、それがやはり物品として認めざるを得ない、ということにならないようにしてほしいというところは懸念点として、意見が出ております。日本に入ってきたときに、その物品を日本の規定に合わせて何か改めて表記するというようなことも例えば考えられると思いますが、そうしますと今度は新規事項の追加という問題も出てきます。それなら優先権の同一性の基準を改定するのとか、受け入れ方をやはりしっかり調整していかないと問題がいろいろところで起きるのではないかという懸念の意見が出ております。

以上です。

○大淵委員長 吉井委員、どうぞ。

○吉井委員 弁理士会の吉井でございます。当会の意見を述べさせていただきます。

8、9、10、11 と4項目あるのですが、9、10、11 というのは特に異論はございません。問題はこの8番の自己指定なのですけれども、正直申し上げて、当会で一番実はこれがもめまして、最終的には自己指定を決して否定するものではないのですが、しばらくは保留して導入時期を慎重に検討すべきではないのかというのが当会の最終的な意見です。自己指定で、例えば英語の出願の場合だと審査が全部英語で行われ、指令、意見書ということになると思いますが、例えば全部英語で審査をしたときの特許庁の審査の遅延という問題、もちろん英語でも全く遅延しませんよということがあれば別ですけれども。それから今度は出願人側の対応の不備というもので、出願人側が果たして英語ですべて問題なく進んでいけるかというのは、先ほど特許庁が仲介官庁として活動するという方向だという御説明の趣旨と全く一緒で、やはり英語の審査で、出願人側が大企業なら別ですけれども、中小企業が果たしてすぐについていけるのかということがやはり懸念されます。したがって、ユーザーへの影響、それから実は特許法のほうでも英語審査というか、英語の審査の解禁をどうするかという議論があると聞いていますけれども、そちらのほうでもまだ決定はされていない。それからあと他国がどのように進んでいくのかとか、そういうもの

を総合的に判断した上で、しばらく導入時期を置いてはどうなのでしょうかというのが最終的な当会の意見です。

以上です。

○大淵委員長 吉井委員、どうぞ。

○吉井委員 弁理士会の吉井でございます。当会の意見を述べさせていただきます。

8、9、10、11 とこの4項目あるのですが、9、10、11 というのは特に異論はございません。問題はこの8番の自己指定なのですけれども、正直申し上げて、当会で一番実はこれがもめまして、最終的には自己指定を決して否定するものではないのですが、しばらくは保留して導入時期を慎重に検討すべきではないのかというのが当会の最終的な意見になっております。自己指定で、例えば英語の出願の場合だと審査が全部英語で行われて、それで意見書、指令、すべて英語で審査を行われることになると思いますが、例えば全部英語で審査をしたときの特許庁の審査の遅延という問題、もちろん英語でも全く遅延しませんよということがあれば別ですけれども、それから今度は出願人側の対応の不備というもので、出願人側が果たして英語ですべて問題なく進んでいけるかというのは、先ほど特許庁が仲介官庁として活動するという方向だという御説明の趣旨と全く一緒に、やはり英語の審査で、出願人側が大企業なら別ですけれども、中小企業が果たしてすぐについていけるのかということがやはり懸念されます。したがって、ユーザーへの影響、それから実は特許法のほうでも英語審査というか、英語の審査の解禁をどうするかという議論があると聞いていますけれども、そちらのほうでもまだ決定はされていない。それからあと他国がどのように進んでいくのかとかそういうものを総合的に判断した上で、しばらく導入時期を置いてはどうなのでしょうかというのが一応最終的な当会の意見となっております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○本多意匠課長 意匠課長の本多でございます。

英語による審査で審査が遅れるのではないかという点につきましては、庁内でも英語の研修、それから留学等を始めとして、人材としては一定能力を持っておりますので、審査については更に訓練をして、対応していけると思っております。

意匠の審査につきましては、バッチ審査ということを行って、まとめて審査をしておりますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、国際登録された後、国際事務局

から我が国に速やかに秘密の写しをいただけるということになりますと、国内出願とあわせてサーチもほぼ同じような形でできると考えておりますので、全体としては審査の遅延についてはあまりないというふうに考えております。

○大淵委員長 能川委員、どうぞ。

○能川委員 自工会の能川です。

8～11 に対して対応を検討していただくということには賛成しております。特に、自動車工業会では 11 の未加盟国への働きかけが非常にポイントだという話をしております。ヘーグ協定加盟後にどういう使い方をするかという議論をいたしました。車によってはグローバルに出願するもの、ある限られた国だけに出願するものというのがあります。使い方としては今までの出願と併用のような形になるのではないかと、そのときに自動車としては一番のマーケットの米国、中国、今後、新興国 BRICs というところが今回この協定に加盟するという事になれば、非常に使い勝手が良い形になると考えております。それはもちろん費用との関係でもユーザーとしては使い勝手の良い形になるのではないかとこの意見が多数ございました。

あと一点、ロカルノ分類ですけれども、日本の分類に比べて非常に粗い分類で、これが併存しますとクリアランス調査をする際に広い分類のところでは集めますので、調査工数が今のままでは非常に増えてしまうのではないかとこの懸念がございます。できればイニシアチブを取っていただいて、日本の分類みたいな形が広まるような働きかけをしていただくと非常に有り難いという意見がありました。

○大淵委員長 柳生委員の方がほぼ、0.1 秒先だったかと思えます。どうぞ。

○柳生委員 済みません、知財協、柳生です。

知財協は 8 番、9 番、10 番、11 番、いずれも賛成でございます。特に 9 番につきましては、やはり方式チェック、日本特許庁がやっていただけるということは大変助かりますので、これは是非お願いしたい。あと 10 番のロカルノ分類ですけれども、今まさに能川委員が仰った御意見ですね。知財協といたしましても、かなり分類が粗くて、そういう点で日本特許庁からより使い勝手のいい形、先ほどのクリアランスも含めてイニシアチブを取っていただけますと大変有り難いと思っております。

以上です。お先に失礼しました。

○大淵委員長 お待たせいたしました。

○平野委員 いえいえ。ほとんど今仰ったことだったのでダブって言いますが、先ほどの

公報の話とかそういうものも含めて、このロカルノ分類は結構重要だろうというふうに思っております。先ほどどなたか仰っていましたが画面のデザインについてはまた次回だと思っているので、その意見はちょっと保留させていただきますが、基本的にはロカルノで「家具」などというふうに調べてしまうと山のようにいろいろな、すべて家具なものですから、やはりもう少し細かくあって良いなというのはもう使い勝手上、問題だと思っておりますので、これは、今は使っている国の方もそういうふうには感ずるのではないかと。逆に日本の分類の、これは細かすぎるとまた言われるかもしれませんが、その辺をうまく国際的な分類というふうには是非イニシアチブを取っていただきたい。それはもう意味合いとすると、分類をちゃんとやることによって工業の分類というのが非常に日本の考え方になっていくと、アジアの諸国がそれに伴って同じような分類とか、産業の関係が話しやすくなるのだらうなというふうに思っておりますので、分類というのはすごく重要なような気がしております。

それを含めて未加盟国の方々、特にアジアの人々たちとの連携というのが非常に重要になると思っています。日本の特許とか意匠の制度をかなり学んで作っている国もありますので、その辺、是非うまく特許庁のほうで束ねていただけたらというふうに思います。

以上です。

○大淵委員長 橋田委員、どうぞ。

○橋田委員 芝浦工業大学、橋田です。

8～11につきまして、賛同いたします。9について、仲介官庁となることについて、是非やっていただきたいと思っております。かつ、意匠出願量の数の促進という面もありますので、なるべくリーズナブルな手数料の設定をお願いしたいと思います。中小企業、個人デザイナーの立場から、是非よろしくをお願いしたいと思います。

○大淵委員長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 ゼブラの増田です。

私もロカルノ分類についてです。ヘーグ協定加盟の際には当然ロカルノ協定にも加盟すべきだと思いますが、今たくさん御意見が出ているように国際意匠分類は非常に粗くて、調査の段階で非常に時間がかかっているという現状があります。今回配付された参考資料5でボールペンの事例を載せていただきましたが、日本の意匠分類ですと「シャープペンシル及びボールペン」というストレートにフィットする分類がありますが、米国国際意匠分類ですと、ここに書かれているように非常に範囲が広がったり抽象的な表現がされていまして、調査のときに手間取っているという現状があります。ということで、ロカルノ協

定に加盟した後にも日本における意匠公報を発行する際には、是非 JP0 様には日本意匠分類も添付して付与していただきたいと思いをします。

以上です。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。それでは、特にならなければ次に進みたいと思いをします。

## (2) 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について

○大淵委員長 それでは、次の課題であります、大きくはデザインによる国際展開に向けた支援であります、(2)の「我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性(案)について」というこのテーマにつきましての議論に移りたいと思いをします。

事務局からまず御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、御説明差し上げます。資料3を御覧になっていただきたいと思いをします。資料3の御説明ですが、これも併せて資料2も御覧になっていただいたほうが分かりやすいと思いをしますので、御利用いただければと思いをします。

資料3でございますが、今まで皆様方にいただきました御意見を踏まえまして、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性を御判断いただきたく御説明差し上げます。

概要としましては、もう皆様方、十分御理解いただけているとおりに、ヘーグ協定ジュネーブアクトに我が国は入ってございません。これを国際出願ができるようにするということで、より有効に国際出願制度を利用できるよう、国内制度及び分類運用の在り方を検討したうえで、我が国も加盟すべきかというのが、問題の所在でございます。

1枚めくっていただきまして2ページ目、3ページ目、4ページ目の御説明になります。この2ページ目の1. から4ページ目の10. につきましては、先ほど御紹介しました資料2の中段にある項目と全く同じでございます。こちらを簡単に御説明いたしますと、1. 「複数意匠一出願制度の導入について」でございますが、皆様方から頂いた御意見を踏まえまして、ある程度対応の方向性としては我々のほうで十分検討、対応可能ではないかというふうを考えているということで○をつけております。このように○、△、×で対応できるかどうか、加盟時までには、もしくは加盟後に必要に応じて対応できるのではないかと、ないしは△は一部対応できない可能性もある、それから×、対応できませんというところでの御紹介で、我々のほうで検討、対応できるかどうかというところをお示ししたのがこ



の資料になってございます。ですので、1のほうで複数意匠一出願制度の導入につきましては検討、対応できるのではないかとこのところでございます。

それから2番目でございます。公開繰延べ制度と早期に審査を着手できるようにするところ、秘密の写しの受理につきましても、対応の方向性としては検討、対応できるのではないかとこのところでございます。

それから3つ目につきましては国際出願に対して新規性の喪失の例外の規定を認めるかどうかというところでございますが、これも検討、対応できるだろうというところでございます。

3ページ目に移りまして、「関連意匠制度、部分意匠制度の対応について」というところも、国際出願で対応できるというところにかんがみまして、こちらにも○にさせていただきます。十分検討、対応できると考えているということでございます。

5番目につきまして御意見を多数いただきましたが、図面の提出要件の緩和、それから国内出願についても議論していく必要がありますけれども、提出要件の緩和について、検討、対応が可能ではないかというふうに考えているというところでございます。

6番目「国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について」というところも、これから法制面を含めて詳しく議論をしていく必要がありますけれども、これについても検討、対応できるのではないかとこのところでございます。

国際手数料、こちらは今後、我々のほうできちんと出願から登録になるまでのところ、それから公報発行というところまで、綿密に少し料金を調べつつ、我々の人件費も踏まえて国際手数料というのをどのように設定するのか。というのは、24年度に入りましたらきちんと整理をしたものを皆様方にまた御議論いただきますが、国際手数料につきましても何らかの形で検討、対応できるのではないかとこのところでございます。

4ページ目に移っていただきまして、4ページにつきましては8番目、「国際出願において自己指定の容認をすることについて」、こちらについても我々としては受け付けることができるということで、御意見を多数いただいているところではございますけれども、審査能力も含めて今のところ問題はないのではないかと。それから法制面的にも少し考えていく余地がある。それからユーザーへの周知活動において十分対応できるのではないかとこのところでございます。

9番目、仲介官庁になることについて、まずこれは間接的に願書を受け付けて国際事務局に届けるというところは問題はないと考えております。ただし、方式的な要件チェック

というのは、国内出願ですと方式指令を送付するような対応はしているのですが、我が国にそこまでは権限がございません。国際事務局でそうしたところはすべて行われるのですが、我々としては出願人への何らかのアドバイス、それから国際出願の受付以外に、ユーザーの皆さんがお困りにならないような利便性向上ということができるのではないかと、いうところで○にしております。

最後になりますが、「ロカルノ協定への加盟」というところも御意見を頂きつつ、我々のほうでも十分に検討していきますけれども、日本意匠分類も併用しつつ、このロカルノ協定に加盟することで皆様方には、ロカルノ分類も使い海外での調査に役立てていただけるのではないかと、いうところで○にさせていただいております。

これら1～10を踏まえまして、皆様方に御意見をいただきたい、それから御判断いただきたい点が(3)でございます。4ページ目の(3)でございますが、先ほど御紹介しました2ページ目、3ページ目、4ページ目の1～10の項目、これらを主な課題としてこれから議論をし、詳細に詰めていく。それから、今日は御紹介してございませんけれども、官庁側としても我々のほうで法律整備をしなければいけない部分がございますので、これらを必要に応じて加盟前に整備していく、それから加盟後、必要に応じて速やかに対応していく、解決していくことを条件として、我が国は近年中にヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟すべきではないかと考えてございます。こちらについて、皆様方の御判断、御審議をいただきたいと思っております。

以上です。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいたこの資料3に基づきまして、最後の結論部分が(3)のようですが、これ全体につきましてどなたからでも御質問、御意見、個別のものもさることながら、この(3)が一番結論部分になるかと思っておりますので、簡単で結構ですので全員から御意見をお伺いできればいいかと思っておりますが、もう御遠慮なくどなたからでもどうぞ。

牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 (3)の加盟の是非について、ここで仰っているように、なるべく早く近年中にジュネーブアクトへ加盟する。そのためには、国内制度との調和の点も要検討ですけれども、その辺り、特に保護範囲をどう決めるかということに関係するような公報の関係とか、そういうところはきっちりと考えて御検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

平野委員、どうぞ。

○平野委員 大賛成でございまして、早くやはり国際社会との中に日本の存在感というものを実現したいなという中の一つだと思っています。特に、デザインというのがやはり国境がないものですので、そういう意味でも重要だというふうに思っています。

それと、当然これを前向きにやるということで、今の国内法との調和というのがありますが、逆に日本がこういう国際舞台に出ていくときの戦略というのか、戦術というのか、我々なりの日本のアピュアランスも含めてどういうふうにしていくべきかということも御議論を是非していただいて、いろいろな計画を含めてうまく実行に移していただきたいというふうに思います。

○大淵委員長 下川委員、どうぞ。

○下川委員 私もこの条件付きでということで賛成させていただきます。かつ、国際舞台において日本国の特許庁が是非リーダーシップを取っていただけるような努力を惜しまずにやっていただきたいと思います。

以上です。

○大淵委員長 橋田委員、どうぞ。

○橋田委員 芝浦工業大学、橋田です。

私もこの条件付きで賛同いたします。意匠というのはやはりビジュアルで見て、それがそのまま見えてしまっているものですので、やはり国際的にスムーズに取っていけるようなシステムにしていったほうが良いと思いますので、賛同いたします。

以上です。

○大淵委員長 内山委員、どうぞ。

○内山委員 JEITA の内山です。

JEITA としましても、ヘーグに加盟することには賛成しております。もちろん検討すべき点、非常に多数ございますので、そちらをしっかりと議論をして解決していくべきと感じております。日本が先ほどの分類の点なども含め、イニシアチブをとって解決して、是非ユーザーにとって使いやすい制度にしていただきたいと思いますと感じております。

以上です。

○大淵委員長 柳生委員、どうぞ。

○柳生委員 知財協、柳生です。

知財協も加盟に賛成いたします。特に、やはり早期加盟を進めるべきと思います。これは我々ユーザーにとって、特にグローバルに活動しているユーザーにとって選択肢を増やすものでありますので。一方で先ほどから御議論いただいた、あるいは説明いただいた課題につきましては、知財協としても引き続き特許庁やほかの団体と一緒に課題解決について尽力をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○大淵委員長 能川委員、どうぞ。

○能川委員 自工会の能川です。

協定加盟に関しては賛成です。今後の課題については、自工会もそれぞれ問題意識がある部分もありますので、今後、進めていく中で御協力させていただきたいと思っております。最後に A3 のほうの加盟国への働きかけも、まだ加盟していない時点で働きかけというのがもしかしたらやりにくいところもあるのかなとも思いますけれども、先ほど御説明させていただきましたけれども、是非 BRICs、ASEAN、米国と共同歩調をとって一緒に入ろうみたいな、何かそんな形もとっていただければ非常に有り難いなど、そんなふうに思っております。

○大淵委員長 永田委員、どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会、永田です。

基本、加盟に関して異論はございません。追加として付言するとすれば、先ほど JEITA の内山さんから出ましたけれども、物品の扱いについて、GUI の議論など、画面デザインの保護と絡んでくる部分については余り議論がぞんざいにならないようにきちんと押さえたいというお願いがあります。あと、既に動いている国際制度としては PCT だったり、あるいはマドリッドプロトコルだったりということで、それぞれ特許の国内法、商標の国内法ともうまく整理されて運用されていると思うのですが、ユーザー側としては手続が複雑になるのはなるべく避けたいところです。できるだけ分かりやすいシンプルな制度になるような国内法との調整を御検討いただければと思っております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○高部委員 レーベン販売の高部です。

(3) につきまして、賛成でございます。中小企業といたしましては、やはり最終的に

費用が掛からないシステム、代理人さんとか専任の方をなるべく置かないでもできるようなシステムにしていただけることを望みます。

○大淵委員長 どうぞ、吉井委員。

○吉井委員 基本的に賛成いたします。是非、日本の特許庁がこの中で主導権を握るように頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大淵委員長 水谷委員、どうぞ。

○水谷委員 私も加盟に基本的に異論はございません。ただ、先ほど牧野委員も仰ったように、国内法との調和という点には是非意を用いていただきたいと思います。特に、意匠も権利でございますので、権利行使を行うに当たって何らかの障害が生じてくることのないような点は是非御配慮いただきたいと思います。

もっと早く申し上げるべきだったと思うのですが、先ほどの一覧表の6のところ、一例を申し上げますと、国際登録が行われて、それが英文で表記される。日本語訳が独自に作られるというような場合を考えると、英文が正文で日本文が場合によっては参考例文というような扱いになるかと思えます。ところが、御指摘のように質権とか国際裁判管轄などの点で国内的に独自の原簿を作る必要があるということになると、これは参考例文ではなくて正文ということになりまして、英文の正文の登録と日本語の正文の登録が併存するというようなことになってきて、言語の違いによる権利のカバーする範囲の齟齬というようなことがもし万が一にも生じるということになると、権利行使のときに本来は心配しなくてもよいようなところで行使の障害が生じてくることとなりますので、この点は是非御配慮いただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○増田委員 ゼブラの増田です。

中小企業としまして、グローバル化を進める中で各国でのデザイン保護が安価で簡単な手続ができるヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟は賛成です。

以上です。

○大淵委員長 御遠慮なくどうぞ、茶園先生。

○茶園委員 私もジュネーブアクトに加盟することに基本的に賛成いたします。そして、加盟の際には、他の委員の先生方もおっしゃっていたのですけれども、国内制度との調和とを十分御検討いただきたいと思います。その調和については、現在の国内法ないし国内

制度にむしろ問題があるという場合もあると思いますので、この機に国内制度の改正についても御検討いただきたいと思います。例えば、先ほどの図面の提出要件に関しましても、あるいは今の日本で求めていることが、ちょっと厳格に過ぎることなのかもしれませんので、この機にいろいろ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○大淵委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、基本線は（３）に賛成で、国内法との整合性を注意すべしという条件も付けていただいておりますが、基本線については御了承いただいたということで、かつ各委員から本日頂きました今までの貴重な御意見を踏まえて、また次回以降の資料に反映していきたいというふうに思っております。

それでは、ほかに特に、先ほど最初のブロックの辺りでは若干急いだ感じのところもありますが、何か今の段階でありましたら。いろいろな段階で付け加えられているとは思いますが、何かございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本日は基本線で、また今後いろいろ御検討されるのではないかと思います、時間もそろそろ迫りつつありますのでと言いつつ、まだ５分ありますので、先ほどかなり遅れていたのをちょっと急いなのですけれども、何か今の段階で次回以降の資料作成に当たってこういう点は補足しておいたほうが良いとかいうことがありましたら一言だけでも、ポイントだけでもご指摘していただけますか。

どうぞ。

○小林知的財産研究官 第一段のところでは、十分コメントをする時間がなかったので申し上げなかったのですけれども、能川委員の御意見の中で１点コメントすべき点がございまして、関連意匠の出願時期につきまして、３０ヶ月の延長を前提にしたような御評価を頂いたかと思うのですが、これにつきましては資料２の左側の下から２つ目の図にありますように、これについてどのようにするのかということについてはこれから検討させていただきたいと思っております。国内法制とのバランスもありますので、まだ、今の段階でこれを単純に３０ヶ月まで延長するというようなことを決めているわけではございませんので、一言付け加えさせていただきます。

○能川委員 わかりました。ありがとうございました。

○大淵委員長 平野委員、どうぞ。

○平野委員 済みません、中身の話ではないのですが、３の今後のスケジュールというの

は委員会のスケジュールだと思うのですが、そうではなくて、ここで、今回、委員会の中では方向性が見えてきました。そうすると、協定に入っていくという手続的な話を少し御説明いただけたらと思います。いついつ、いつまでに入れというそういう言質ではなくて、こんな流れでこういうものに入っていくのだというところを御説明いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 まず知的財産推進計画の 2011 の中にヘグ協定の項目がございます。検討して結論を得るのはいつかというところではありますが、こちらにつきましては 2012 年度末までに結論を出すというふうに策定されておりますので、こちらに向けては結論を出していこうと思っております。この結論と申しますのが法制面まで含めてすべて内容を議論した上で持ち出すということになりますので、それにあわせて当然国際協定でございますので、外務省の御承認も頂きつつ出していくということになります。その後、それらを通過しまして、我々としては法律、国内法の整備も当然必要ですので、それを直して国会に提出して御承認いただきましたら、その後、国際事務局に加入手続をすることになります。この加入手続の際に御議論いただいた点の選択項目等を宣言事項に盛り込みまして出していくことになりますので、それを勘案しますとこれからのスケジュールがちょっとタイトではありますが、近年中とさせていただいたのはそういうことでございます。

○平野委員 済みません、何か複雑なことを、ありがとうございました。

○大淵委員長 それでは、よろしいでしょうか。

### 今後のスケジュールについて

○大淵委員長 だんだんといろいろと検討すべき点が今日も多々出てきて、また今後も大変な作業になろうかと思いますが、それでは時間となっておりますので、本日の議論は終了いたします。先ほどは今後のグランドスケジュールみたいな話でしたけれども、委員会のスケジュール、先ほどのものも含めまして、今後のスケジュールについて、事務局より、先ほどと若干オーバーラップするところがあるかもしれませんが、まとめて御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、スケジュールについて御説明いたします。

今後のスケジュールでございますけれども、まずは第 16 回の意匠制度小委員会につきましては、こちらにも推進計画の 2011 の中にある項目でございますが、デジタルデザインを含

む保護の拡充、こちらについて御議論いただきたいと思っております。こちらの予定につきましては2月29日、13時半から15時半の開催を予定しておりますので、皆様方、申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、次年度以降につきましては改めて皆様方に御説明する機会を設けまして、早々に今回のヘーグ協定のお話と、それから次回、2月29日に開催いたしますデジタルデザインを含む保護の拡充につきまして方向性を出した上でスケジュールを再度組んで、皆様方に御説明したいと思ひます。

いずれにしても、本日御議論いただき、御意見を頂いた内容を踏まえまして、また皆様方に御案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○大淵委員長 御協力をいただきまして、ちょうど定刻に終わるといふ非常に良いタイミングで終わっておりますが、それでは、皆様お疲れ様でした。以上をもちまして、産業構造審議会知的財産政策部会第15回意匠制度小委員会を閉会いたします。

本日も長時間、御熱心な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。それでは、皆様、お疲れ様でした。

## 閉 会

以上

- <この記事に関する問い合わせ先>
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室
  - TEL : 03-3581-1101 内線 2118
  - FAX : 03-3501-0624
- E-mail : [お問い合わせフォーム](#)